

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 三 上 洋 右
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査等（事務監査）

総務局	秘書部
	広報部
	情報システム部
	オンブズマン事務局
まちづくり政策局	総合交通計画部
財政局	財政部
中央区	市民部
	保健福祉部
北区	市民部
	保健福祉部
手稲区	市民部
	保健福祉部
人事委員会事務局	

2 定期監査等（工事監査）

環境局	環境事業部
建設局	土木部

3 出資団体等監査

株式会社札幌ドーム
一般財団法人札幌市環境事業公社
株式会社札幌副都心開発公社
一般財団法人札幌市住宅管理公社
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会
一般社団法人札幌市医師会
一般財団法人札幌市職員福利厚生会
学校法人幌北学園

定 期 監 査

(事務監査)

抜粋版

平成30年度定期監査（事務）報告書

監査の範囲

平成30年1月1日から同年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の方法

前記事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

また、特に「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った。

監査の期間

平成31年1月11日から同年3月27日まで

監査の結果

おおむね良好と認められ、重点項目については指摘及び意見はないが、次のとおり一部の部局において注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第1 指摘事項

1 支出事務
(省略)

2 財産管理事務
(省略)

3 行政運営事務

(1) 契約書及び許可書に暴力団排除条項の記載を行うべきもの

【総務局広報部、まちづくり政策局総合交通計画部、
中央区保健福祉部】

札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。

この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。

また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。

監査の結果、以下の事例がみられた。

【中央区保健福祉部】

ア 役務の委託に当たり、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された暴力団排除に関する記載がないもの

【総務局広報部、まちづくり政策局総合交通計画部】

イ 公有財産の貸付等に当たり、貸付契約書の約款あるいは使用許可書の許可条件に、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」に規定する内容が反映されていないもの

上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 時間外勤務における休憩時間を適正に付与すべきもの

【北区市民部】

相当時間継続した労働は、労働者を疲労させ能率を低下させるとともに、労働災害、疾病を発生させる原因ともなることから、適正な休憩時間は重要な意味を有する。

このことから、労働基準法では、労働時間の途中で勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならないと定められているところ、所要の休憩時間が付与されていないものがみられた。

今後は、関係法令等を順守し、適正な事務の執行に努められたい。

第2 基本的順守事項

(省略)